

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五六号）

1 収支等命令者が行っていた証紙を徴収した際の出納員への通知及び徴収額の確認を廃止することとした。（第六条関係）

2 この規則は、平成二二年一月一日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第五七号）

1 前渡資金の精算期限の特例を設けることとした。（第七六条関係）

2 委託費（契約書に概算払の定めをしたものに限る。）に係る概算払の精算期限を債権確定後一月とすることとした。（第七八条関係）

3 支出負担行為に係る会計管理者等への協議基準額及び本庁等の各課の副課長が専決できる額の一部を見直すこととした。（別表第一関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成二二年一月一日から施行することとした。